

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和元年度 第3回松坂城跡整備検討委員会
2. 開催日時	令和2年2月26日(水) 午後1時30分から午後4時10分
3. 開催場所	教育委員会事務局2階教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開(協議事項以降は非公開)
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部文化課 担当者 : 寺嶋 電話 0598-53-4393 FAX 0598-22-0003 e-mail <a href="mailto:bun.div@city.matsusaka.mie.jp">bun.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

### 報告事項

- (1) 前回の協議内容の確認について
- (2) 今年度事業の経過について

### 協議事項

- (1) 石垣保存狭小箇所拡幅工事実施設計について

### 議事録要約

別紙

令和元年度 第3回松坂城跡整備検討委員会 出席者氏名

日時：令和2年2月26日（水）午後1時30分から午後4時10分まで

場所：松阪市教育委員会事務局 2階 教育委員会室

（出席者）

区分	氏名	所属等	備考
委員長	千田 嘉博	奈良大学教授	城郭史
副委員長	門 暉代司	松阪市文化財保護審議会会長代理	文献史
委員	河北 秀実	前三重県埋蔵文化財センター所長	考古学
	小澤 毅	三重大学人文学部教授	考古学
	西形 達明	関西地盤環境研究センター顧問、関西大学名誉教授	土木工学

区分	所属等	氏名
オブザーバー	三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 記念物・民俗文化財班 蒲生氏郷公顕彰会会長	高松 雅文 高島 信彦

区分	所属等	役職	氏名
関係部局	松阪市建設部土木課	公園担当主幹兼公園係長	宇田 寛之
	〃 〃 〃 公園係	係員	山口 幸祐
	〃 〃 都市計画課	景観担当主幹兼景観係長	松野 直樹

区分	所属等	役職	氏名
事務局	松阪市産業文化部	部長	内山 次生
	〃 〃 文化課	課長	川村 浩稔
	〃 〃 〃	文化財担当監	松葉 和也
	〃 〃 〃	文化財担当主幹兼文化財係長	中尾 珠巳
	〃 〃 〃 文化財係	主任	寺嶋 昭洋
	〃 〃 〃 〃	主任	高山 剛将
	〃 〃 〃 〃	係員	横山 知華子
	〃 〃 〃 文化財センター	係員	奥本 英里

傍聴者：1名

欠席者：内田 和伸委員、多田 暢久・坂井 秀弥アドバイザー

上村 安生・庄司 博俊オブザーバー

## 令和元年度 第3回松坂城跡整備検討委員会

### 議事録（要約）

日時：令和2年2月26日（水）13：30～16：10

場所：松阪市教育委員会事務局 2階 教育委員会室

#### 3. 報告事項

##### （1）前回の協議内容の確認について【資料1】

事務局：【資料1】を説明

委員：7ページの6行目に「花壇状の石積」とありますが、階段状ではないですか。

事務局：石垣裾にある花壇のように積まれた箇所間違いではありません。

委員長：これを持ちまして、正式な議事録とさせていただきたいと思います。続きまして報告事項（2）今年度事業の経過について。まず①支障木・危険木の伐採について、資料2に基づいて事務局から説明をお願いします。

##### （2）今年度事業の経過について

###### ①支障木・危険木伐採について【資料2】

事務局：【資料2】を説明。

委員：この図面の特別史跡指定範囲と、国史跡指定という表示がありますが、本居旧宅のところが特別史跡ということですね。線種の間違いということですよね。

コンサル：はい。実線の間違いです。

委員：令和2年度の伐採予定ということで、I地区ではかなり沢山伐採されるようです。大丈夫だろうとは思いますが、これだけ伐採したら地盤が露出しますので、その辺問題が無いかどうか、木が無くなり、雨で地面が浸食されてきたとか、そういうことが起こらないように少し注意していただきたいと思います。

委員：その下にいくと少し急になるのですね。完全に地盤が露出すると、問題が出てきかねないということもあります。それだけちょっと提案しておきたいと思います。

委員長：確かに、木を切ることで石垣が見えてきて、史跡としての景観を整えていくというメリットがあると思いますけども、一方で雨などによって表土が流れて石垣の根石が現れたりといったような、史跡の本質的な価値が毀損する恐れというのがありますし、あるいは管理状況が悪いと切った後に草が沢山生えてきてかえって入れなくなってしまうという色々なパターンがありますので、これまでに伐採したところは適切に管理していただいていると思いますが、I 地区はかなり多くの木を切るという計画になっていますので、憂慮しているということで、その点よろしくお願ひしたいと思います。それでは今年度事業の経過についての②石垣動態調査について、資料3に基づいてご報告をお願いします。

## (2) 今年度事業の経過について

### ②石垣動態調査について【資料3】

事務局：【資料3】を説明。

委員長：まだ設置して期間が短いですから、これくらいの短期間に数値に大きな何かが出てきたら大変なことです。動いていないという観察結果で、当然そうでない困りますね。

事務局：資料に1点修正していただきたい箇所がございます。資料3の2ページです。No.308とNo.30というのがありますが、このNo.が入れ替わっておりまして、左側がNo.30、右側がNo.308です。

委員長：ありがとうございます。動態調査は継続的に動態観察をしていただいて、じりじりと動いてくるというところがあればその石垣の保全措置、あるいは修理についての的確に検討をしていくというためのものでありますので、今回のところについては今のところ数値等やガラスが石垣の変動によって割れるという事案は見当たらないというご報告でした。それでは報告事項(2)③発掘調査の概要について、資料4に基づきご説明をお願いします。

## (2) 今年度事業の経過について

### ③発掘調査の概要について【資料4】

事務局：【資料4】を説明。

委員長：1 トレンチの平面図の方でケバを2種類使い分けしているのですが、どういう理屈でしょうか。

事務局：線で示しているのが遺構ケバで、これは遺構と解釈している傾斜面を表します。横線に縦線が入っているのを崖ケバと申しますけども、これは保護対象ではない時代に何らかの事情で穴が掘られたり、木の根で攪乱されてしまっている部分を表しています。

委員長：そうすると遺構面に一部が壊れてしまっているところが発掘で見つかったということですね。今回3つのトレンチを入れていただくことで史跡松坂城跡として保護すべき遺構面をそれぞれのトレンチで掘っていただいたのが大きな成果だと思っています。先ほどの議事録の確認でもありましたように、前回の委員会で壊さないように適切に保護していくということが大切だということを議論しておりますので、そういった形で今後の整備等を進めていただくというのが考古学的に非常に大事だと思います。

委員：しっかり調査をやっていただいて非常にありがたいと思います。今の面というのはともかく、松坂城の最終段階であろうということは分かったという、あるいはそれ以前かもしれませんが、とにかく一番新しいという解釈でよろしいですか。出土した瓦は松坂城の瓦だろうと思うのですが、瓦の場合は、他の建物に何回か葺き替えられて最後に割れて捨てられます。ですから、瓦が実際に作られた時期は形式的に確認出来ても、捨てられた時期というのはなかなか確認が出来にくく、実年代がいつだと言われるとつらいところがある。それに比べて陶磁器類ですと作ってから廃棄の時間がわりと短いので、そういうのが出ていれば少し分かることがあるかなと思いました。陶磁器は出ませんでしたか。

事務局：出てきても近代以降の陶磁器です。

委員：近代以降と判断した土層からの出土ということですか。

事務局：そうです。

委員長：小さいトレンチですから、基準となるものはなかなか見つけにくいですね。

委員：試掘された、図面の左側の、急傾斜地の工事施工はいつ頃かわかりますか。

事務局：擁壁部分が工事された年代ですか。以前から松坂城、松阪公園に携わっていただいている方々にも聞くのですが、有力な情報はございません。

委員：もう一点、この図面でいきますと、今回試掘した部分にもともと、平成の修理までに石段状のものがあったということですが、いつごろのものかわかりますか。

事務局：継続して資料を探しておりますけども、わかっていません。

委員長：それでは報告事項については終了ということにさせていただきます、4の協議事項に進みたいと思います。協議事項については松阪市が行う契約事務または事業に関する情報で、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、ここからは恐縮ですが非公開とさせていただきます。誠に申し訳ございません。それでは傍聴者の方にご退席をお願いしましたので、協議事項（1）石垣保存狭小箇所拡幅工事実施設計について、資料5に基づき説明をお願いします。

～以下非公開～

#### 4. 協議事項

##### （1）石垣保存狭小箇所拡幅工事実施設計について【資料5】

工事の詳細な実施設計案の内容を提示し、その仕様に至った経緯と根拠を説明。工事時の注意点について指導を受け、工事内容について委員会の承認を得た。

#### 5. その他

事務局から連絡事項を伝える。

#### 6. 現地指導

工事予定箇所で、現状地形と仕様の比較と内容確認を行った。さらに、石垣の状況確認の後、危険木・支障木の伐採は計画通り進めるよう再確認される。